

船橋市消防局からのお願い



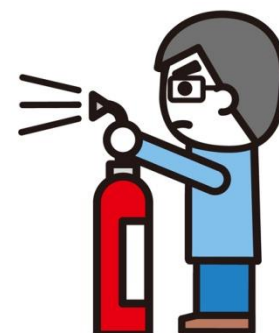
火災予防条例の改正に伴い、祭礼、縁日、盆踊りなど、誰でも参加できる催しで、対象火気器具等（※参照1）を使用する場合は、**消火器の準備**が必要となりました。

また、催し会場に対象火気器具等を使用する露店・屋台などが出店する場合は、**露店等の届出**（※参照2）が必要になります。

（※参照1）「対象火気器具等」とは、

- 1 ガソリン・灯油などを使用する器具
- 2 炭・練炭などを使用する器具
- 3 プロパンガスなどを使用する器具
- 4 電気を熱源とする器具
- 5 火消しつぼなど火災の発生するおそれのある器具

例 コンロ、発電機、お好み焼き・鉄板焼・タコ焼き・焼き鳥などの器具



（※参照2）「露店等の届出」は、平成26年10月1日から必要になります。

※※ まずは、ご相談ください。

問い合わせ窓口	消防局予防課	047-435-1114
	中央消防署	047-435-8664
	東消防署	047-464-1515
	北消防署	047-438-2238
	夏見消防署	047-422-5344
	芝山消防署	047-467-9535

Q&A

Q1 なぜ、催しを行う場合、消火器の準備や届出が必要になったの？

A1 平成25年8月に京都府の福知山花火大会で、屋台の発電機に燃料を補給しようと

した際に引火して多くの死傷者を出したことから、火災予防条例を改正して安全に催しを行うための対応です。

Q2 消防へ届出がいない催しと必要な催しの判断基準は？

A2 ●届出のいない催しとは

- 1 対象火気器具等を使用しない催し
 - 2 集合する者に、社会的広がりをもたない催し
- 例・近親者（家族・友人等）や会社の従業員どうしで行う催し
・幼稚園・保育園等で関係者だけで行う催し 等

●届出の必要な催しとは

集合する者に、一定の社会的広がり（誰でも参加できる）があり、対象火気器具等を使用する露店・屋台等が出店する催し。

- 例・町会・自治会の盆踊り
・商店街のお祭りや催し
・バザーやフリーマーケット 等

Q3 消火器は、誰が準備するの？

A3 原則として、対象火気器具等を使用する人が準備します。また、催しの主催者が消火器を準備することも可能です。

Q4 露店等の届出は、誰がするの？

A4 原則として、露店等を行う者が届けることとなります。また、主催者が一括して届けることも可能です。

Q5 露店等の届出は、いつどこへするの？

A5 届出は、開催日の3日前までに最寄りの消防署に届けてください。

Q6 消防は、どのように指導するの？

A6 消防は、直接現地に出向し、消火器の準備状況、対象火気器具等の取り扱い、通報、避難及び初期消火等についての確認、指導を行います。

Q7 届出のいない催しでも、消火器は準備するの？

A7 必要はありませんが、安全のため消火器や水バケツ等を準備しましょう。